

自動車税の身障者減免手続を一部改正しました

平成22年度からの

主な改正内容

- ① 生計を同一にすることを証明する書類を変更しました。
- ② 障害者が福祉施設へ入所しても、減免できる場合があります。
- ③ 常時介護者運転に係る減免対象障害者の世帯要件を拡大しました。
- ④ 減免申請の事前受付ができません。
- ⑤ 自動車の買い替えに条件があります。

ります。

なお、常時介護者に係る証明書については継続します。

改正後、すでに発行している生計同一証明書については、平成22年5月31日までに限り、取り扱います。

2 障害者が福祉施設へ入所していても、次の要件を全て満たせば、減免できます。

(1) 福祉施設から週に1回（または月に4回）の一時帰宅や通院などのために、家族が自動車で送迎していること。（面会や見舞いは除外します。）

(2) 障害者が被扶養者となっていないこと。例として健康保険、所得税申告書又は施設入所の申込書等で氏名が確認できること。

3 常時介護者運転に係る減免対象障害者の世帯要件を拡大しました。

障害者のみで構成される世帯に加え、障害者と未成年者（20歳未満）または70歳以上の高齢者のみで構成される世帯に属する自動車は減免対象となります。ただし、障害者ま

たは対象となる世帯の方が自動車の所有者であることが必要です。

4 減免申請の事前受付ができません。

申請期限はこれまでと同じく5月31日ですが、6月以降の減免申請については、自動車の定置場を所管する県税事務所へ事前に減免申請できます。なお、減免するのは、翌年度の自動車税となり、申請日から翌年度4月1日まで申請内容に変更がないことが条件です。

5 自動車の買い替えに条件があります。

自動車取得税を伴う減免申請後、1年間を経過しない間は、それまで減免となっていた自動車はまっ消登録を行う必要があります。（盗難や事故で自動車が減失した場合は除きます。）

また、それまで減免となっていた自動車を同一住所の家族へ移転登録した場合は、新たな自動車の減免を認めません。

【参考】

減免手続の流れ

- ① 障害者本人が運転し、障害者本人の所有する自動車の場合（本人運転本人名義）
- ② ①以外（障害者の家族が運転する等）の場合（家族運転家族名義）

※今回の改正により廃止となる。

なお、常時介護者に係る減免については、従前と変わらず、市町村での証明書を必要とする。

お問い合わせ

筑西県税事務所
☎ 0296(24)9190

